

捕獲檻貸出時必要書類

- 書類は「有害鳥獣捕獲等依頼書」、「捕獲檻借用に関する同意書（市提出用）」、「捕獲檻借用に関する同意書（貸与者保存用）」の3枚1組です。
- 「有害鳥獣捕獲等依頼書」、「捕獲檻借用に関する同意書（市提出用）」は市に提出し、「捕獲檻借用に関する同意書（貸与者保存用）」は貸与者が保管してください。

記入例2

(市提出用)

捕獲檻借用に関する同意書

令和 年 月 日

三 浦 市 長

住 所 238-0101
三浦市南下浦町〇〇〇〇番地
氏 名 城山 一郎
連 絡 先 046-〇〇〇-〇〇〇〇

- 市に依頼した日
 - 郵便番号
 - 住所
 - 氏名（個人又は団体の名称、代表者名）
 - 電話番号
- を記載してください。

私は、以下の事項を了承のうえ、捕獲檻を借用することについて同意いたします。

- この捕獲檻に損害保険はついておりません。捕獲檻により受傷しても、市は賠償の責任義務は負いません。
- この檻で捕獲できる鳥獣は有害鳥獣である「アライグマ」「ハクビシン」「タイワンリス」3種類のみです。それ以外の鳥獣(ネコ、タヌキ等)がかかってしまった場合は、必ずその場で放獣してください。(注:特にネコ等の動物愛護法の保護対象種は、別の場所に遺棄したり、虐待等すると処罰される場合がありますので絶対にやめてください。)
- 檻の損傷について、弁済の義務はありませんが、故障につながるような無理な使用はしないでください。
- 有害鳥獣「アライグマ」「ハクビシン」「タイワンリス」を捕獲した際は、速やかに市にご連絡ください。業者(または市)が回収に伺います。**(注意①:回収費用は無料です。注意②:閉庁時(業者休業日等も含む)は対応できません。)**
- 檻の貸出期間は原則として最長4週間です。期間終了後は速やかに農産課へ返却してください。
- この他疑義が生じた場合は市と協議してください。

内容をご確認いただき、
にチェックを入れてください。